

○文部科学省告示第百二十五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年九月九日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 山口 俊一

女	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
平成二十六年 九月九日	指定をした日
平成二十六年九月 二十五日から平成 二十七年一月二十 七日まで	指定の有効期間
石橋財団ブリヂストン美術館 館長 石橋 寛	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名
石橋財団ブリヂストン美術館 東京都中央区京橋一丁目十番一号 平成二十六年十月八日から平成二十七年一 月十二日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間